

第4回「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」改定に係る意見聴取会議 議事録

1 開催日

令和6年1月31日(水曜日) 午後1時15分～2時45分

2 場所

京都府公館第5会議室

3 出席者

(1) 委員

上田委員、大川委員、奥野委員、芹澤委員、竹之下委員、中村委員、三木委員、元井委員、吉川委員、太田委員、藤井委員、田邊委員

(2) オブザーバー

力石人権教育室長、中本人身安全対策課ストーリー・DV対策担当補佐

(3) 京都府

文化生活部副部長、男女共同参画課長、男女共同参画課参事、男女共同参画課職員、家庭支援課長、家庭支援課職員、家庭支援総合センター所長、家庭支援総合センター参事、京都府男女共同参画センター副館長

4 議事概要等

(1) 議題

- ① パブリックコメントの結果について
- ② 第5次計画に係る最終案について

(2) 質疑・意見交換

<主な意見>

(数値目標について)

- ・ 数値目標の「DV被害者等への自立支援計画の作成件数」について、実績(現状)よりも目標数値が減っているが、その代わりに内容の充実を図るということであれば、文言に追記をした方がよい。

(アウトリーチについて)

- ・ DV被害者地域生活サポーターの果たす役割は大きいと思うが、サポーターの高齢化も深刻であり、若い方がサポーターとして活動できるよう依頼方法や情報共有の在り方など再度検討する必要がある。

(民間支援団体との連携について)

- ・ 南部地域に比べ、北部では民間支援団体の活動が厳しい状況であり、地域が弱くなっている実情があるので、今回の計画では民間支援団体との連携が盛り込まれているが、地域によっては民間支援団体が育ちにくい状況もあることは理解してもらい、支援も期待したい。
- ・ 北部でも子育て支援や子どもの居場所支援を始めとした家族の問題を広く扱う団体があるので、DV支援団体だけでなく、幅広い団体にDVのことを理解してもらえよう取り組み、地域の様々な資源を活用することが重要。

(共同親権の動向について)

- ・ 法制審議会において共同親権が議論に上がっており、今後、改正案が成立となればDVの間

題と関わりが出てくるため、国の動向に注視いただくとともに、必要に応じてDVの法定協議会において検討いただきたい。

(地域の支援者に対する研修の実施について)

- ・ 地域で住民の支援をしているが、DVについて理解が不十分な部分もあり、関わるのが怖いと感じることもあるので、支援者向けに研修を実施してほしい。
- ・ 地域で活動する団体はそれぞれに役割があるが、各団体が持てる機能を発揮できるようネットワークの構築が重要。
- ・ DVについて質問や相談を受けた場合、どこの支援機関に繋がればよいか分からないので、支援先を分かるようにしてほしい。
- ・ 最終案では、重点目標6⑦「保育所、幼稚園・学校等における研修の実施及び子どもの見守り・支援体制の充実」が拡充されているが、0～3歳未満の仕事をしていない親の場合、子育て世代包括支援センターといった子育て支援機関での対応も必要なので、上記項目に子育て支援機関も追加すると、あらゆる年代の子の親のサポートに繋がると思うので、検討いただきたい。
- ・ 支援者向けの研修を実施する際、支援者にとっては、普段接する人たちの層によって聞きたい内容も変わらと思うので、重度の場合は避難や危害が加えられないようにし、中度の支援機関への紹介が必要な場合は、近くの相談者になりうる周囲に対してDVを周知するようにするなど、研修の中で層を区分けして伝えると、理解が深まり、被害者の実状に合った支援に繋がると思う。

(加害者の階層別対策について)

- ・ 現在実施している京都府加害者プログラムでは、支援機関に乗り込んでくるようなリスクの高い層は対象ではなく、自主的に現状を改善したいという動機づけがある層であり、アプローチ次第では変わる可能性がある人たちとなっている一方で、この加害者のパートナーである被害者は配偶者暴力相談支援センターに行っておらず、支援対象者には入っていない層である。この加害者は夫婦や親戚などの勧めで来所した人たちで、周囲の人たちには相談しており、異変に気づきやすい状況であるので、地域の支援者が適切な情報を持ち、仕組みを理解する周囲の方が存在することが大事であり、周囲の層に働きかけることが重要。
- ・ 保護命令を受けていたり、離婚に向かっている場合はリスクの高い層で、この層は警察での対応でやり直す形になる。

(精神的DVへの対応について)

- ・ 精神的な暴力だけの場合、重篤ではないと自分自身で判断して、相談に行かなくてもよいと考えたり、子どもがいる場合は、いきなり別居とか離婚に向かわず、経済的理由や様々な背景から援助を求める要請行動にブレーキがかかってしまうので、様々な個別事情がある中で、何ができるかを考えるのが重要なテーマであり、どこも苦慮しているところ。重篤な人たちが保護命令まで求めて、シェルターや一時避難を必要とするカテゴリーと、被害者支援さえ乗らない層など、被害者の多様な層を前提にして、アプローチする必要がある。
- ・ PTSDは精神科でも見極めが難しく、治療自体もかなり難しい。薬が効くわけでもなく、人間関係で心の方がダメージを受けているので、ちょっとした出来事、例えば、隣で男性の声、大きな声が聞こえるだけでも同症状を起こしたりするため、寄り添って長期間かけて治療することになるので、精神的DVが原因でPTSDが起こっている場合は早めに被害者と加害者を距離的に離れた方がよい。
- ・ 重篤な精神的被害の場合、被害者自身が立ち直っていくエネルギーが削がれた状況でのやり直し支援になるので、支援者の役割は大きい。